

静岡県保育士修学資金貸付 申込みのしおり

2017年度版

平成29年4月発行

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会

目 次

1	制度概要	1
2	申込みについて	2
3	修学資金に関する手続一覧	5
4	注意事項	7
5	返還免除対象となる業務	9

付録 修学資金様式（様式第1号～第27号）

※様式は、ページ番号を消して複写したものを使用してください。

修学生の覚え書(必ず記入してください)

決定番号	第	号
氏 名	_____	
借受期間	年 月 から	年 月まで
借受月額	_____ 円	
入学・就職準備金	_____ 円	
借受総額	_____ 円	
連帯保証人		
住 所 〒	_____	
氏 名	電話番号	_____
連帯保証人		
住 所 〒	_____	
氏 名	電話番号	_____

1 制度概要

(1) 趣旨

保育士養成施設（以下、養成施設という。）に在学する方に、修学資金を貸付けて修学を容易にすることにより、保育士の養成・確保に資することを目的とします。

(2) 貸付内容

貸付額	修学資金	月額5万円以内 総額120万円以内
	入学準備金・就職準備金	各20万円以内
	生活費加算	生活扶助基準額の居宅（第1類）のうち、申込者の貸付申請時における居住及び年齢に対応する区分の額に相当する額
貸付期間	修学資金（生活費加算含む）は2年間を限度とする。	
利子	無利子	
交付	毎月貸与	

※入学準備金または就職準備金のみの貸付はできません。

(3) 返還免除（次のすべてを満たしていること）

- ① 養成施設を卒業した日から1年以内に、
 - ② 保育士登録を行い、
 - ③ 静岡県（以下、県という）内の指定施設において、
 - ④ 常勤並みの勤務形態（日6時間以上かつ月20日以上勤務）で5年間継続して（過疎地域で従事した場合または中高年離職者の場合は3年間）
 - ⑤ 児童の保護等に従事した場合
- ※ 過疎地域・・・旧春野町、旧竜山村、旧佐久間町、旧水窪町、旧戸田村、旧川根町、旧土肥町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、川根本町
- ※ 中高年離職者・・・養成施設入学時点において45歳以上で、かつ離職して2年以内の方

(4) 返還猶予（返還免除を受けるまでの間、次に該当する場合は返還の猶予が可能です）

- ① 養成施設卒業後1年以内に県内の指定施設において保育士業務に従事しているとき（5年を限度とする）
- ② 修学資金の貸付契約を解除された後も、引き続き当該養成施設に在学しているとき（正規の修学期間を限度とする）
- ③ 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により返還の債務が履行できないと認められるとき（2年を限度とする）

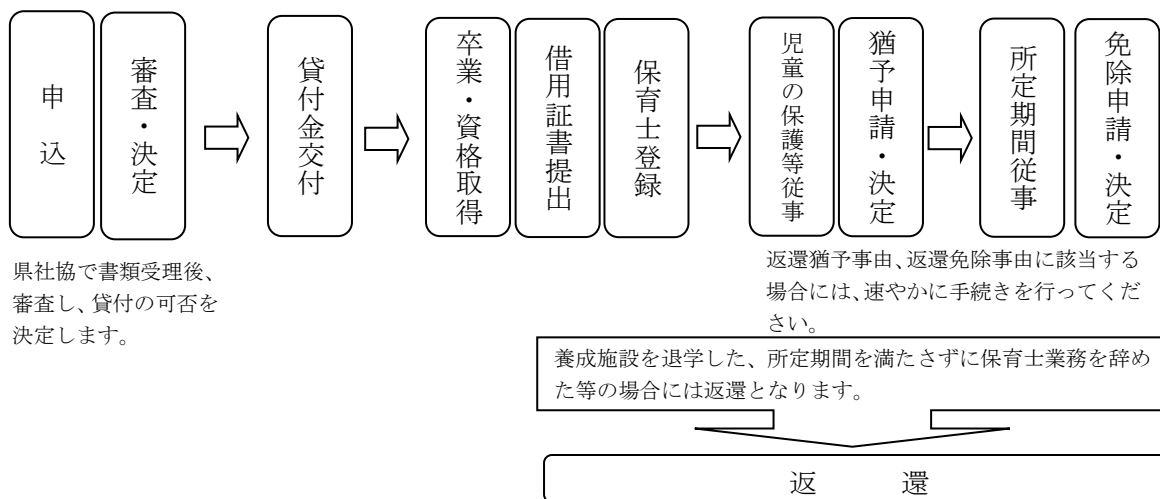
(5) 返還

返還期間	4年以内（貸付期間の2倍に相当する期間）
返還方法	月賦または半年賦の均等払い（一括払い、繰上げ返還も可）
延滞利子	返還期間内に返還されない場合は、遅延日数に応じ、延滞元金に対し年5%の延滞利子を徴収

(6) 申込み及び貸付決定

養成施設長の推薦を受け、静岡県社会福祉協議会（以下、県社協という。）にお申込みください。県社協は申込内容を審査し、貸付の可否を決定します。

< 申込から返還免除までの流れ >



2 申込みについて

(1) 申込者の要件（次の要件をすべて満たしていること）

- ① 県内に住所を有している（住民登録している）または県内の養成施設に在学している、もしくは卒業後県内の指定施設にて児童の保護等に従事する意思を有する県外養成施設在学学生
- ② 学業が優秀である
- ③ 家庭の経済状況等から、真に本修学資金の貸付けが必要と認められる
- ④ 他県が実施する保育士修学資金を借受けていない
- ⑤ 卒業後、5年以上（過疎地域で従事した場合または中高年離職者の場合は3年以上）県内の指定施設にて保育士業務に従事する意思を有する

(2) 生活費加算を受ける場合（上記(1)の要件に加え、次のいずれかを満たしていること）

- ① 貸付申請時において生活保護世帯に存する者
- ② 申込者（申込者が被扶養者の場合は扶養者）が前年度または当該年度

において次のいずれかの措置を受けた

- (ア) 地方税法第 295 条第 1 項に基づく市町村民税の非課税
- (イ) 地方税法第 323 条に基づく市町村民税の減免
- (ウ) 国民年金法第 89 条または第 90 条に基づく国民年金掛金の減免
- (エ) 国民健康保険法第 77 条に基づく保険料の減免または徴収の猶予

(3) 中高年離職者

- ① 申込者が養成施設入学時点において 45 歳以上、かつ離職して 2 年以内の場合は、中高年離職者として扱います。
- ② この場合、返還免除に関わる従事期間が 3 年間となります。
- ③ 貸付決定した後に、中高年離職者として申告いただいても承認することはできません。

(4) 未成年者

- ① 申込者が未成年者の場合は、貸付申込みに関して親権者の同意が必要となります。
- ② 同意については、貸付申込書の「親権者の同意欄」に親権者御自身による署名捺印があることをもって確認します。

(5) 連帯保証人（次の要件をすべて満たしている方を 2 名立てること）

- ① 連帯保証人は 2 名立てなければならない。ただし、申込者が未成年者の場合は、連帯保証人 2 名のうち 1 名は法定代理人であること。ただし申込者が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホームに入所している、若しくは里親又はファミリーホームに委託中であり、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。
- ② 連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年者であること。連帯保証人が法定代理人以外の場合は、申込者とは別生計であること。（配偶者は不可）

(6) 申込方法

- ① 平成 29 年度に養成施設に在学している方が申込可能です。
- ② 貸付申込書は在学する養成施設より入手してください。
- ③ 貸付申込書を記入の上、必要書類を添付して、養成施設に提出してください。

※養成施設では、申込書類に推薦状を添付し、県社協に送付します。

- ④ 養成施設から県社協への書類提出期限は別途通知いたします。提出期

限までに連帯保証人等を含めた必要書類がすべて揃わない場合は、申込みは受理されませんので御了承ください。

- ⑤ 貸付期間は最大2年間ですが、貸付の申込及び決定は毎年度行います。予算及び申込状況を勘案し決定を行うため、初年度貸付を受けた場合でも、翌年度以降の貸付を約束するものではありません。

(7) 入学準備金及び就職準備金の申込について

- ① 原則として入学準備金、就職準備金のみでの申請はできません。必ず修学資金とあわせて申請をしてください。
- ② 入学準備金は入学年次、就職準備金は卒業年次でしか申請できません。
- ③ 貸付期間は最大2年間であるため、修学年数が3年以上の養成施設に在学している場合は、既に修学資金の貸与を受けている場合に限り、卒業年次に就職準備金のみでの申請を行うことができます。(例：1、2年生で修学資金の貸与を受け、4年生で就職準備金を申請)

(8) 貸付申込書類記入上の注意

- ① 文字を訂正する際は、修正液等は使用せず、訂正箇所を二重線で消して訂正印を押し、書き直してください。
- ② 申込書類に事実と異なる記入や記入漏れがあった場合、貸付の可否を決定することができませんので御注意ください。
- ③ 貸付申込書の「連帯保証人の誓約欄」「親権者の同意欄」は、それぞれ連帯保証人・親権者御自身による署名捺印をお願いします。

(9) 住民票について

各種届出に係る住民票については、マイナンバーの記載のない住民票を提出してください（マイナンバー付の住民票は受け付けません）。

3 修学資金に関する手続一覧

区分	事項	提出書類	様式
在 学 中	資金の貸付を受けようとする時	保育士修学資金貸付申請書 養成施設の長の推薦書 申込者、連帯保証人の住民票 ※世帯全員及び本籍地の記載のあるもので、マイナンバーの記載のないもの ※申請書に記入した現住所の住民票で、発行後3か月以内のもの 所得を証明する書類（申込者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員について以下のいずれか一つを提出） <ul style="list-style-type: none"> ・源泉徴収票の写し ・確定申告書（控）の写し（税務署の受付印のあるものもしくは、受付印が無いものは「所得証明書」か「申告内容確認票の写し」） （中高年離職者）離職して2年以内であることを証明する書類 ※次のいずれか一つ <ul style="list-style-type: none"> ・雇用被保険者離職証明書 ・離職先の会社等による離職証明書 （児童養護施設に入所している等法定代理人を保証人として立てられない場合） 施設長の意見書（児童養護施設等） 児童相談所長意見書（里親等）	第1号 第2号 — — —
	生活費加算を申し込む場合	（上記に加え以下の書類の提出も必要となります） 生活保護受給証明書 福祉事務所長の意見書 生活費加算要件を満たす経済状況であることを証明する書類 ※該当するものを一つ <ul style="list-style-type: none"> ・地方税法295条第1項に基づく市町村民税非課税証明書 ・市町村民税減免決定通知等、当該事実を証明する書類 ・国民年金保険料免除決定通知等、当該事実を証明する書類 ・国民健康保険一部負担金減額免除徴収猶予決定通知等、当該事実を証明する書類 	— 第3号 —
	貸付決定を受けた時	誓約書 振込口座届出書 借用証書（収入印紙を貼付）	第4号 第5号 第6号

区分	事項	提出書類	様式
在学中	貸付を受けることを辞退する時	辞退届	第7号
	在学中に定期的に提出	毎年4月末日まで：在学証明書 年に1回：就学確認書（10月）	— 第8号
	休学（復学）した時	休学・復学・退学届	第9号
	退学した時	休学・復学・退学届 返還協議書	第9号 第10号
	停学の処分を受けた時	停学・退学処分届	第11号
	退学の処分を受けた時	停学・退学処分届 返還協議書	第11号 第10号
	貸与契約解除後も引き続き養成施設等に在学している時	修学資金返還猶予申請書 在学証明書	第12号 —
	卒業年次に就職準備金のみを申し込む場合	就職準備金貸付申請書	第13号 —
卒業後・就業後（修学資金等の貸付が完了した者）	卒業した時	卒業（修了）届 卒業証書または養成機関を修了したことが確認できる書類を添付	第14号 —
	保育士登録をした時	資格登録届 保育士証の写し	第15号 —
	児童の保護等に従事し始めた時	業務開始届 採用辞令書または雇用契約書の写し	第16号 —
	卒業後1年以内に保育士の登録を受けなかった、若しくは免除対象となる業務（以下「免除対象業務という。」）に従事しなかった時	返還協議書	第10号
	保育士登録を行った者が免除対象業務に従事することができなかった場合で、卒業後2年以内に免除対象業務に従事する意思がある時	修学資金返還猶予申請書	第12号
	業務従事中に定期的に提出	毎年4月末日まで：就業証明書 年に1回：就業確認書（10月）	— 第17号
	引き続き5年（例外3年）間免除対象業務に従事し、返還の免除を希望する時	修学資金返還債務免除申請書 業務従事期間証明書	第18号 第19号
	上記以外で、2年以上免除対象業務に従事し、返還の一部免除を希望する時	修学資金返還債務免除申請書 返還協議書 業務廃止届 業務従事期間証明書	第18号 第10号 第20号 第19号
修学資金の返還債務の免除を受ける前に免除対象業務に従事しなくなった時	業務廃止届 返還協議書	第20号 第10号	

区分	事項	提出書類	様式
	返還債務の免除を申請せず返還を希望する時	返還協議書	第10号
就業後・卒業後	免除対象業務の施設等を変更した時	業務従事施設等変更届 以前の勤務先で従事していたことを証明する書類 転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し 業務従事期間証明書	第21号 — — 第19号
		死亡または障害、行方不明等により修学資金を返還することができなくなったとき	死亡・行方不明等届 ※死亡届または住民票除票を添付してください。
その他	住所または氏名を変更した時	住所・氏名等変更届 ※転居の場合は住民票、氏名変更の場合は戸籍抄本を添付してください。	第23号
	連帯保証人を変更したい時	連帯保証人変更申請書 連帯保証人の住民票・印鑑証明書	第24号 —
	連帯保証人の住所または氏名等に変更がある時	連帯保証人住所・氏名等変更届 それを証明する書類（住民票等）	第25号 —

※貸与中又は卒業後に住所や氏名を変更した場合は、速やかに住所・氏名変更届及び変更の事実が確認できる資料を提出するとともに、県社協まで連絡してください。特に、貸与中は修学資金の振込みができなくなる可能性がありますので御注意ください。

4 注意事項

(1) 決定番号について

県では貸付決定時に付した決定番号により、個々人の貸付金の状況を管理しております。修学資金の貸与決定時に付与する決定番号は、修学資金に関するすべての手続が完了するまで（免除又は返還の終了まで）、忘れないようにしてください（他の奨学金の決定番号、卒業生番号、保育士証番号などと間違えないでください。）。

(2) 返還の猶予期間中の転職について

養成施設を卒業後、免除対象施設等（「従事先施設等」：9ページ参照）に就業する方は返還の猶予の申請をしてください。また、別の施設に転職される場合、引き続いて免除の期間として算入するためには、原則として、前の施設の退職月の翌月中までに新しい業務に就業する必要があります。

《例》：平成28年8月15日付けで退職した場合には、平成28年9月30日までに業務に従事する必要があります。

転職先が免除対象の業務に該当するか否か分からない場合、業務を変更又は退職される場合は県社協まで連絡してください。

(3) 就業後の返還の猶予について

就業してから出産休暇・育児休暇など、就業先の規程により休職等される場合は、返還猶予の対象となりますが、必ず事前に県社協まで連絡してください。（ただし、その間を業務従事期間として算定することは出来ません。）なお、休職せず退職される場合には、返還となる可能性があるため、退職前に必ず連絡してください。

(4) 一部免除について

貸与を受けた期間以上かつ2年間以上引き続いて「児童の保護等」に従事した者は、一部免除を受けられる可能性があります。

<一部免除の計算式>

$$\text{免除額} = \text{貸与を受けた金額} \times \left\{ \frac{\text{就業した月数}}{\text{貸与月数} \times 5 / 2} \right\}$$

※ 「貸与月数」が24月を超える場合は、24月とする。

※ $\left\{ \frac{\text{就業した月数}}{\text{貸与月数} \times 5 / 2} \right\}$ が1を超えるときは1とする。

※ 免除期間が3年に該当する者は、「5」を「3」に置き換える。

貸与月数が24月未満の場合は、上記の計算式による貸与額に「就業した月数/60」を掛けた額が免除額となります。

《例》：1年間貸与を受けた後、養成施設を卒業して、同月（3月）31日から児童の保護等に従事し、翌月の4月1日に保育士登録し、引き続き4年勤務した場合（産休・育休期間等除く）。

$$\begin{aligned} \text{免除額} &= (50,000 \text{円} \times 12 \text{月} + 200,000 \text{円}) \times (48 \text{月} / 60) \\ &= 640,000 \text{円} \quad (\text{返還額} : 160,000 \text{円}) \end{aligned}$$

※ 就業期間は、保育士として就業した期間ですので、この例の場合の就業期間の記算日は、業務開始日と保育士登録日とを比較して後日の方の4月1日となります。

(5) 生活費加算について

- ① 生活費加算と生活保護を同時に受けることはできません。貸付申請時に生活保護世帯に属する方が生活費加算を受ける場合、生活保護の廃止または世帯分離を行い、生活保護の適用がないことの確認を行います。
- ② 修学資金の貸付けを受けずに、生活費加算のみを申込むことはできません。
- ③ 養成施設入学後に転居をする場合は、転居後の居住地の級地区分に基づく額を生活費加算として貸付けます。
- ④ 一度貸付決定した方について、貸付期間中に転居、加齢等により級地区分が変更になる場合や生活扶助基準額の見直しがあった場合でも、加算額の変更はしません。

5 返還免除対象となる施設（「従事先施設等」）一覧

施設・事業の根拠	対象となる施設・事業
—	国立児童自立支援施設等（国立高度専門医療研究センター、肢体不自由児施設「整肢療護園」、重症心身障害児施設「むらさき愛育園」を含む）
児童福祉法	児童発達支援を行う施設等（児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設）、放課後等デイサービスを行う施設等、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、児童家庭支援センター、児童相談所に設けられた児童の一時保護施設、指定保育士養成施設、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、放課後児童健全育成事業、一時預かり事業、認可外保育施設（届出を行った施設、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金の助成を受けている施設、病院内保育所運営事業の助成を受けている施設、国、都道府県または市町村が設置する施設）
学校教育法	幼稚園のうち、教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設、認定こども園への移行を予定している施設
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律	認定こども園
子ども・子育て支援法	離島その他の地域において特例保育を実施する施設、企業主導型保育事業

(確認事項)

借受人及び連帯保証人は次の事項を確認し厳守してください。

- 1 借受人、連帯保証人に次の事項が生じたときは、遅滞なく本会に届けること。
 - (1) 住所を変更したとき
 - (2) 改名・改姓したとき
 - (3) 退学したとき、事業に従事しなくなったとき
 - (4) 天災、火災その他重大な災害を受けたとき
 - (5) 死亡、または所在不明になったとき
 - (6) その他変更事項があったとき

- 2 本会は、借受人が次の各号の一に該当する場合に、貸付金の全部または一部につき一時返還を請求し、または貸付金の貸付もしくは交付を停止する。
 - (1) 貸付金の用途をみだりに変更し、または他に流用したとき
 - (2) 住所、氏名、世帯状況等の申請内容について虚偽の申請その他不正な手段により貸付を受けたとき
 - (3) 故意に返還金の支払いを怠ったとき
 - (4) 貸付の目的を達成する見込みがないと認められるとき
 - (5) その他、本貸付の主旨に反する事実が認められたとき

- 3 本会と借受人及び連帯保証人との間で、民事調停または民事訴訟の必要が生じた場合には、静岡簡易裁判所、静岡地方裁判所を合意裁判所とする。

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保育士資格の新規取得者の確保、保育士の離職防止、及び保育士資格を有する者であって、保育士として勤務していない者（以下「潜在保育士」という。）の再就職支援を図るため、指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生に対する修学資金や保育士資格を持たない保育所等に勤務する保育士の補助を行う者（以下「保育補助者」という。）の雇い上げに必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの保育料や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用、未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援に必要な費用を貸付けすることについて必要な事項を定める。

(貸付対象)

第2条 保育士修学資金、保育補助者雇上費、保育料の一部、就職準備金及び子どもの預かり支援に関する事業の利用料金の一部（以下「修学資金等」という。）の貸付けの対象は、次に掲げる者とする。

(1) 保育士修学資金貸付

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6に基づき都道府県知事の指定する保育士を養成する学校その他の施設（以下「養成施設」という。）に在学する者

(2) 保育補助者雇上費貸付

静岡県（以下「本県」という。）内に所在地のある、次のいずれかの要件を満たす施設又は事業者

ア 新たに保育補助者の雇い上げを行う次の施設又は事業者

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園（地方公共団体が運営するものを除く。）
- ② 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業者
- ③ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業者
- ④ 子ども・子育て支援法第59条の2第1項に規定する仕事・子育て両立支援事業のうち、「平成28年度企業主導型保育事業等の実施について」の別紙「平成28年度企業主導型保育事業費補助金実施要綱」の第2の1に定める企業主導型保育事業を行う者

イ 保育士の業務負担軽減に資する取組を行っている、上記アの①から③の施設又は事業者であって、本会会長（以下「会長」という。）が適当と認める者

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

次のいずれかの要件を満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

ア 未就学児を持つ保育士であって、次に掲げる本県内に所在地のある施設又は事業所（以下「保育所等」という。）に、新たに勤務する者

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所
- ② 学校教育法（昭和22年法律第26条）第1条に規定する幼稚園のうち次に掲げるもの
 - ・教育時間の終了後等に行う教育活動（預かり保育）を常時実施している施設
 - ・③に定める認定こども園への移行を予定している施設
- ③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- ④ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する事業であって、同法第34条の15第1項の規定により市町が行うもの及び同条第2項の規定による認可を受けた事業
- ⑤ 児童福祉法第6条の3第13項に規定する病児保育事業であって、同法第34条の18第1項の規定による届出を行った事業
- ⑥ 児童福祉法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業であって、同法第34条の12第1項の規定による届出を行った事業
- ⑦ 子ども・子育て支援法第30条第1項第4号に規定する離島その他の地域において特例保育を実施する施設
- ⑧ 児童福祉法第6条の3第9項から第12項までに規定する業務又は第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって法第34条の15第2項、第35条第4項の認可又は認定こども園法第17条第1項の認可を受けていない施設（認可外保育施設）のうち、地方公共団体における単独保育施設（いわゆる保育室・家庭的保育事業に類するもの）において保育を行っている施設
- ⑨ 企業主導型保育事業

イ 本県内の保育所等に雇用されている未就学児を持つ保育士であって、産後休暇又は育児休業から復帰する者

(4) 就職準備金貸付

次の要件のいずれも満たす者。ただし、保育士として週20時間以上の勤務を要すること。

ア 保育士登録後1年以上経過した者又は保育士登録が行われてからの期間が1年未満の者のうち、養成施設の卒業若しくは保育士試験の合格から1年以上経過した者

イ 以下に掲げる施設若しくは事業を離職後、1年以上経過した者又は当該施設若しくは事業に勤務経験のない者

- ① 児童福祉法第7条に規定する保育所及び幼保連携型認定こども園
- ② 児童福祉法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- ③ 児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- ④ 児童福祉法第6条の3第12項に規定する事業所内保育事業

- ⑤ 学校教育法第1条に規定する幼稚園
- ウ 保育所等に新たに勤務する者
- (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
以下の要件のいずれも満たす保育所等に雇用されている保育士
- ア 未就学児を持ち、保育所等を利用している者
- イ 保育所等における勤務の時間帯により、ファミリー・サポート・センター事業、ベビーシッター派遣事業その他の子どもの預かり支援に関する事業を利用する者

(貸付期間及び貸付額)

第3条 貸付期間(就職準備金貸付を除く。)は、次に掲げる期間とする。

- (1) 保育士修学資金貸付
養成施設に在学する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。
- (2) 保育補助者雇上費貸付
保育補助者が保育補助者雇上費の貸付を受けた本県内の施設又は事業所に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該施設又は事業所に勤務を開始した日から起算して3年間を限度とする。
- (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は当該保育所等に勤務を開始した日から起算して1年間を限度とする。
- (4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
未就学児を持つ保育士が保育所等に勤務する期間。ただし、貸付期間は2年間を限度とする。

2 貸付額は、以下のとおりとする。

- (1) 保育士修学資金貸付
月額50,000円以内とする。ただし、貸付けの初回に入学準備金として200,000円以内を、卒業時に就職準備金として200,000円以内をそれぞれ加算することができるものとする。
また、貸付申請時に生活保護受給世帯(これに準ずる経済状況にある世帯を含む。)の者であって、養成施設に在学する者には、養成施設に在学する期間の生活費の一部として、1月あたり貸付対象者の貸付申請時の居住地の生活扶助基準の居宅(第1類)に掲げる額のうち貸付対象者の年齢に対応する年齢区分の額に相当する額以内の加算(以下「生活費加算」という。)をすることができるものとする。
- (2) 保育補助者雇上費貸付
年額2,953,000円以内とする。ただし、貸付申請日の属する年度の4月1日における常勤の保育士に占める未就学児を持つ保育士の割合が2割以上の施設又は事業所において、貸付により2人以上の保育補助者を雇い上げる場合、年額2,215,000円以内を加算し、貸付額を年額

5,168,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付に当たっては、第2条(2)ア②及び③の貸付対象については、子ども・子育て支援法第29条に規定する地域型保育給付費又は同法第30条に規定する特例地域型保育給付費の支給の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除き、第2条(2)ア④の貸付対象については、企業主導型保育事業費補助金において当該補助金の算定の対象となる者の雇い上げに係る費用を除くこととする。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

未就学児の保育料の半額とし、月額27,000円を上限とする。

(4) 就職準備金貸付

200,000円以内とする。ただし、保育士の有効求人倍率が一定以上の場合(貸付申請日の属する年度の前年度の1月における職業安定業務統計(厚生労働省)による県内の保育士の有効求人倍率が全国平均を超える場合)においては、200,000円を加算し、400,000円以内とすることができるものとする。なお、貸付は同一の貸付対象者に対し、1回限りとする。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

貸付対象者が子どもの預かり支援に関する事業を利用した料金の半額とし、年額123,000円以内とする。

(貸付方法及び利子)

第4条 修学資金等は、当会と貸付対象者との契約により貸付けるものとする。

2 貸付利子は、無利子とする。

3 貸付金の交付は、就職準備金貸付を除き、毎月行うものとする。

保育補助者雇上費貸付については、貸付希望総額を貸付希望月数で割戻し、端数が生じた場合は該当年度の貸付最終月に含める。

(貸付申請)

第5条 修学資金等の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、次に掲げる書類を別に定める期日までに会長に提出しなければならない。

(1) 保育士修学資金貸付

ア 保育士修学資金貸付申請書

イ 在学する養成施設の長の推薦状

ウ 申込者、連帯保証人それぞれの住民票(発行後3か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票)

エ 第10条(1)に規定する中高年離職者にあつては、離職証明等客観的に離職を確認できる書類

(2) 保育補助者雇上費貸付

ア 保育補助者雇上費貸付申請書

イ 保育補助者を新たに配置することにより、具体的にどのように保育士

- の勤務環境が改善されるかについての計画書（勤務環境改善計画書）
- ウ 保育補助者が保育士資格の取得を目指すことが確認できる書類（保育補助者の資格取得等に係る誓約書）
 - エ 既に雇用している保育補助者を対象とした貸付の申請書（既雇用保育補助者申請書）
- (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
- ア 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書
 - イ 申込者、連帯保証人それぞれの住民票（発行後3か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票）
 - ウ 所得を証明する書類（申込者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）
 - エ 保育士証の写し
 - オ 市町が発行する保育所等利用決定通知若しくはそれに準ずるもの、及び保育料の額が確認できる書類
 - カ 雇用契約書もしくは辞令（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）
- (4) 就職準備金貸付
- ア 就職準備金貸付申請書
 - イ 申込者、連帯保証人それぞれの住民票（発行後3か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票）
 - ウ 所得を証明する書類（申込者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）
 - エ 保育士証の写し
 - オ 前職勤務施設の退職年月日がわかる書類（在職証明書等）
 - カ 新たに勤務することとなったことが確認できる書類（勤務開始日、週の勤務時間がわかる雇用契約書若しくは辞令等）
- (5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
- ア 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付申請書
 - イ 申込者、連帯保証人それぞれの住民票（発行後3か月以内で、申請書に記入した現住所の住民票）
 - ウ 所得を証明する書類（申込者と同一生計（世帯）に属する者のうち所得がある者全員分）
 - エ 保育士証の写し
 - オ 雇用契約書もしくは辞令（勤務開始日、週の勤務時間が分かるもの）

(貸付決定)

第6条 会長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、予算の範囲内において貸付の可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出)

第7条 前条の規定により貸付決定を受けた者は、借用証書（収入印紙を貼付すること）、誓約書、振込口座届出書を会長に提出しなければならない。

（連帯保証人）

第8条 前条の規定により修学資金等の貸付けの決定を受けた者は、連帯保証人2名を立て、誓約書を会長に提出しなければならない。なお、修学資金等の貸付を受けようとする者が未成年者である場合には、保証人は法定代理人でなければならない。

ただし、貸付けを受けようとする者が児童養護施設、児童自立支援施設、情緒障害児短期治療施設又は自立援助ホームに入所している児童若しくは里親又はファミリーホームに委託中の児童であつて、法定代理人を保証人として立てられないやむを得ない事情がある場合、児童養護施設等の施設長（里親委託児童の場合は児童相談所長）の意見書等により、貸付を行うことで申請者の修業環境の確保が図られる場合には、保証人は法定代理人以外の者でも差し支えない。

- 2 前項の連帯保証人は、それぞれ独立の生計を営む成年者であり、この修学資金等の貸付について、他に保証していないこと。
- 3 保証人は修学資金等の貸付を受けた者と連帯して債務を負担するものとする。
- 4 修学資金等の貸付けを受けた者又は修学資金等の貸付けを受けている者は、連帯保証人が死亡したとき、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、直ちに他の連帯保証人を立て、所定の様式により連帯保証人変更届を会長に提出しなければならない。

（貸付契約の解除及び貸付けの休止）

第9条 会長は、貸付契約の相手方（以下「貸付対象者」という。）が、次のいずれかに該当することに伴い、資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるに至ったときは、その契約を解除するものとする。

（1）保育士修学資金貸付

- ア 退学したとき。
- イ 心身の故障のため修学を継続する見込みがなくなったと認められるとき。
- ウ 学業成績が著しく不良になったと認められるとき。
- エ 死亡したとき。
- オ その他修学資金貸付けの目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（2）保育補助者雇上費貸付

- ア 保育補助者が退職し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保

育士資格を取得する若しくはそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

イ 保育補助者が心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるときであって、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する若しくはそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

ウ 保育補助者が死亡し、かつ、直ちに新たな保育補助者の雇上を行わなかったとき又は新たな保育補助者を雇い上げても、当該保育補助者が保育士資格を取得する若しくはそれに準ずる者として会長が認めることが著しく困難であるとき。

エ その他保育補助者雇上費貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他保育料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(4) 就職準備金貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他就職準備金貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

ア 退職したとき。

イ 心身の故障のため勤務を継続する見込みがなくなったと認められるとき。

ウ 死亡したとき。

エ その他利用料の一部貸付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

2 会長は、次に掲げる事由に至った場合は、当該事由が生じた日の属する月の翌月から当該事由が解消した日の属する月の分まで修学資金等の貸付けを行

わないものとする。

- (1) 保育士修学資金貸付
貸付対象者が休学し、又は停学の処分を受けたとき。
- (2) 保育補助者雇上費貸付
保育補助者が疾病その他の理由により休職したとき。
- (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。
- (4) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付
貸付対象者が疾病その他の理由により休職したとき。

- 3 会長は、貸付対象者が修学資金等の貸付期間中に貸付契約の解除を申し出たときは、その契約を解除するものとする。

(返還債務の当然免除)

第10条 会長は、貸付対象者が次の各号の一に該当する場合には、修学資金等の返還の債務を免除するものとする。

- (1) 保育士修学資金貸付

ア 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、本県内（国立児童自立支援施設等において業務に従事する場合は、全国とし、東日本大震災における被災県（岩手県、宮城県、福島県及び熊本県に限る。以下同じ。）において業務に従事する場合は、当該被災県とする。以下同じ。）の従事先施設等において児童の保護等に従事し、かつ、5年間（過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項及び第33条に規定する過疎地域において当該業務に従事した場合又は中高年離職者（入学時に45歳以上の者であって、離職して2年以内の者をいう。）が当該業務に従事した場合にあっては、3年間）引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、修学資金の貸付けを受けた者の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

- (2) 保育補助者雇上費貸付

ア 保育補助者雇上費の貸付けを受けた本県内の施設又は事業所において保育補助者が保育の補助等に従事し、かつ、貸付けを受ける期間中に保育士資格を取得したとき又は当該貸付終了後1年間に保育士資格を取得することが見込まれるとき、その他これに準ずるものとして会長が認め

るとき。

- イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付

- ア 保育料の一部の貸付けを受けた者が本県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、保育料の一部の貸付けを受けた者の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(4) 就職準備金貸付

- ア 就職準備金の貸付けを受けた者が本県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、就学準備金の貸付けを受けた者の意思によらず、本県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくなったとき。

(5) 未就学児を持つ保育士の子どもの預かり支援事業利用料金の一部貸付

- ア 子どもの預かり支援事業利用料金の一部の貸付けを受けた者が県内の保育所等において児童の保護等に従事し、かつ、2年間引き続き（災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により当該業務に従事できなかった場合は、引き続き当該業務に従事しているものとみなす。ただし、当該業務従事期間には算入しない。）当該業務に従事したとき。

ただし、従事する事業所の法人における人事異動等により、子どもの預かり支援事業利用料金の一部の貸付けを受けた者の意思によらず、県外において当該業務に従事した期間については、当該業務従事期間に算入して差し支えない。

- イ アに定める業務に従事している期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務を継続することができなくな

ったとき。

(返還)

第11条 修学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、当該各号に規定する事由が生じた日の属する月の翌月から会長が定める期間(返還債務の履行が猶予されたときは、この期間と当該猶予された期間を合算した期間とする。)内に、会長が定める金額を月賦又は半年賦の均等払方式等により返還しなければならない。

- (1) 修学資金等の貸付契約が解除されたとき。
- (2) 保育士修学資金の貸付けを受けた者においては、養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録簿に登録しなかったとき。
- (3) 貸付対象者又は保育補助者が本県内において第10条の(1)から(5)までに規定する業務に従事しなかったとき。
- (4) 貸付対象者が本県内において第10条の(1)、(3)、(4)又は(5)に規定する業務に従事する意思がなくなったとき。
- (5) 保育補助者雇上費の貸付対象者が、本県内において第10条の(2)に規定する業務に保育補助者を従事させる意思がなくなったとき。
- (6) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

2 返還期間

- (1) 保育士修学資金貸付
貸付期間の2倍に相当する期間で、最大4年以内。
- (2) 保育補助者雇上費貸付
貸付期間の2倍に相当する期間で、最大6年以内。
- (3) 未就学児を持つ保育士に対する保育料の一部貸付
貸付期間の2倍に相当する期間で、最大2年以内。
- (4) 就学準備金貸付
2年以内。

(返還債務の履行猶予)

第12条 当然猶予

会長は、保育士修学資金等の貸付けを受けた者が、修学資金等の貸付契約を解除された後も引き続き当該養成施設に在学している期間は、修学資金等の返還債務の履行を猶予するものとする。ただし正規の修学期間を限度とする。

2 裁量猶予

会長は、保育士修学資金等の貸付けを受けた者又は保育補助者が次の各号の一に該当する場合には、当該各号に掲げる事由が継続している期間、履行期限の到来していない修学資金等の返還債務の履行を猶予できるものとする。

- (1) 本県内において第10条の(1)から(5)までに規定する業務に従事しているとき。
 - (2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。
- 3 前項第2号の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予期間は、第10条の(1)に規定する業務に従事しているときは5年、(2)に規定する業務に従事しているときは3年、その他は2年を限度とする。ただし、会長が必要と認める場合は、この限りではない。
- 4 第1項又は第2項の規定による修学資金等の返還債務の履行の猶予を受けようとする者は、所定の様式による修学資金等返還猶予申請書に第1項又は第2項各号のいずれかに該当することを証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(返還債務の裁量免除)

第13条 会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が、次の各号の一に該当する場合は、貸付けた修学資金等(既に返還を受けた金額を除く。)に係る返還債務を当該各号に定める範囲内において免除できるものとする。

- (1) 死亡し、又は障害により貸付けを受けた修学資金等を返還することができなくなったときは、返還債務の額(既に返還を受けた金額を除く。以下同じ)の全部又は一部。
- (2) 長期間所在不明となっている場合等修学資金等を返還させることが困難であると認められる場合であって、履行期限到来後に返還を請求した最初の日から5年以上経過したときは、返還債務の額の全部又は一部。
- (3) 本県内において2年以上第10条の(1)に規定する業務に従事したときは、返還債務の額の一部。
- (4) 本県内において1年以上第10条の(2)から(5)に規定する業務に従事したときは、返還債務の額の一部。

(返還債務の免除申請)

第14条 第10条及び第13条の規定による修学資金等の返還債務の免除を受けようとする者は、所定の様式による修学資金等返還債務免除申請書に免除の理由となる事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

(延滞利子)

第15条 会長は、修学資金等の貸付けを受けた者が正当な理由がなく修学資金等を返還しなければならない日までにこれを返還しなかったときは、当該返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、延滞元金につき年5パーセントの割合で計算した延滞利子を徴収するものとする。

ただし、当該延滞利子が、払込の請求及び督促を行うための経費等これを徴収するのに要する費用に満たない少額なものと認められるときは、当該延滞利子を債権としないことができる。

(届出)

第16条 修学資金等の貸付けを受けた者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、直ちに定める届書にその事実を証明する書類を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名を変更したときは、住所・氏名等変更届。
- (2) 休学し、復学し、又は退学したときは、休学・復学・退学届。
- (3) 停学又は退学の処分を受けたときは、停学・退学処分届。
- (4) 貸付け辞退するときは、辞退届。
- (5) 連帯保証人の住所又は氏名に変更があったときは、連帯保証人住所・氏名等変更届。
- (6) 養成施設を卒業したときは、卒業(修了)届。
- (7) 保育士登録をしたときは、資格登録届。
- (8) 保育士の業務を開始したときは、業務開始届。
- (9) 保育士の業務に従事する施設を変更したときは、業務従事施設等変更届。
- (10) 保育士の業務に従事しなくなったときは、業務廃止届。

2 連帯保証人は、修学資金等の貸付けを受けた者が死亡し、又は失踪宣告を受けたときは、直ちに所定の様式による死亡・行方不明等届および住民票除票または死亡届を会長に提出しなければならない。

(実施細目)

第17条 この規程の施行にあたっては、「静岡県保育士修学資金等貸付事業実施要綱の改正について」(平成29年2月21日付けこ未第1307号、静岡県健康福祉部こども未来局長)によるほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成28年8月29日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この改正は、平成28年11月25日から施行し、平成28年度から適用する。

附 則

この改正は、平成29年3月3日から施行し、平成29年度から適用する。

保 育 士 修 学 資 金 貸 付 申 請 書

養成施設（予定）			学科・課程 （予定）	
入学年月（予定）		平成 年 月	卒業年月（予定）	平成 年 月
申込 人	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
親権者または未成年後見人 （申込者が未成年者の場合は記載が必要）	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
	職業			
連帯保証人① （申込者が未成年者の場合、一人は法定代理	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
	本人との関係			
	勤務先	(名称) (電話) (住所) 〒		
	職業		年収	
連帯保証人②	フリガナ			
	氏名			
	住所	〒		
	電話（自宅）		携帯電話	
	生年月日	昭和・平成 年 月 日（ 歳）		
	本人との関係			
	勤務先	(名称) (電話) (住所) 〒		
	職業		年収	

修学費用 (A)	修学期間	平成 年 月 ~ 年 月 (か月)			
	受験料	円	施設費等	円	
	入学金(初年度)	円	実習費	円	
	授業料	円	その他	円	
	教材費等	円			
			計	円	
修学資金 (B)	借入希望期間	平成 年 月 ~ 年 月 (か月)	※生活費加算対象者のみ記入		
			借入希望期間	平成 年 月 ~ 年 月 (か月)	
	借入希望金額	月 額	円	居住地	都道 市区 府県 町村
		入学準備金	希望額： 円 (200,000円以内)	級地区分	級地の
		就職準備金	希望額： 円 (200,000円以内)	月額加算額	円 ※1,000円未満切捨
		合計(年額)	① 円	合計(年額)	② 円
借入希望総額	①+② (年額) 円				
他の奨学金等の 借入状況 (C)	名称				
	借入状況	借入中 ・ 申請中			
	借入合計額(予定)	円			

▶ ※2年制、3年制の場合は合計額を記載し、(〇年分)と記載してください。

使 途	使 途	金 額
就職準備金の		円
		円
		円

※ 現時点で想定している使途及び金額について記載してください。

※ 想定される使途の例：

- ・ 保育所等への就職によって転居が伴う場合における転居費用
- ・ 転居先への賃貸物件の借り上げに伴う礼金や仲介手数料
- ・ 保育所等で使用する被服費
- ・ 保育所等への通勤に要する移動用自転車等の購入費 等

生計を一にする家族の状況	家族の現住所		〒				
			電話 ()				
	氏名		続柄	年齢	職業・学校	同居・別居の別	年収
	1						円
	2						円
	3						円
	4						円
	5						円
						年収	円
家庭の状況等							

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

上記のとおり申込みます。

申 込 者 氏 名 _____ ㊟

(申込者が未成年者の場合、法定代理人の同意が必要となります。)

上記の申込みについて、同意します。

親権者または後見人氏名 _____ ㊟

上記の申込みにより修学資金の貸付けを受けたときは、その返還について、連帯して債務を負担することを誓約します。

連帯保証人①氏名 _____ ㊟

連帯保証人②氏名 _____ ㊟

様式第2号（用紙 日本工業規格A4縦型）

推 薦 状

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

（養成施設）

所在地 〒

名称

長の職名及び氏名

印

下記の者は、保育士修学資金の貸付けを受ける者として適格であると認められるので推薦いたします。

養成施設名		申込者氏名	
(推薦理由)			

保育士修学資金 福祉事務所長意見書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

福祉事務所長 ㊟

下記のとおり当福祉事務所の意見を申し上げます。

申込入氏名		申込人生年月日	年 月 日	生						
世帯主氏名		生活保護受給開始年月日	年 月 日	生						
		世帯主生年月日	年 月 日	生						
住所	〒									
給付内容・収入認定額	生活扶助	円	(現物給付、その他)							
	住宅扶助	円								
	教育扶助	円	最低生活費	円						
	医療扶助	円	収入認定	円						
	介護扶助	円	給付総額	円						
世帯構成	氏名	性別	年齢	職業	続柄	氏名	性別	年齢	職業	続柄
生活保護受給経過内容										
今回の貸付申込に対する意見										
※本貸付により自立助長効果に関する意見及び世帯分離の要件に合致するか否かについて記載してください。										

誓 約 書

平成 年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会 保育士修学資金等貸付規程を守り、養成施設を卒業後、県内において同規程第9条第1項に規定する施設において児童の保護等に
従事することを誓います。

なお、修学資金を返還する場合には、返還期限までに確実に返還します。

決定番号

住 所

氏 名

⑩

私は、修学資金については、返還債務を本人と連帯して負担します。

住 所

氏 名

⑪ 実印

連帯保証人① 本人との続柄(関係)

電話番号

住 所

連帯保証人② 氏 名

⑫ 実印

本人との続柄(関係)

電話番号

(注)連帯保証人の印鑑証明書を添付すること。

振 込 口 座 届 出 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電 話



保育士修学資金の貸付金について、下記の口座に振り込んでください。

振込先口座	金融機関名	銀 行 信用金庫							本店 支店	
	金融機関コード					支店コード				
	預金口座 番号に0をつけてください	1 普通	口座番号							
		2 当座								
口座名義	フリガナ									
	氏 名	(姓)				(名)				

- ※口座番号は右詰で記入すること
- ※振込口座は就学生本人名義に限る
- ※口座名義、口座番号確認のため、通帳の写しを添付すること

借 用 証 書

借用金額	金 円
------	-----

(収入印紙貼付)
契約金額が
1万円超 10万円以下の
もの 200円
10万円超 50万円以下の
もの 400円 50万超
100万以下のもの 1000
円 100万超 500万以下
のもの 2,000円

割
印

私は、上記のとおり保育士修学資金を借用しました。この資金は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金等貸付規程に従い返還します。

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名

印

私は、借受人と連帯して、返還債務を負担します。

連帯保証人 住 所
氏 名

実印

連帯保証人 住 所
氏 名

実印

辞 退 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金の貸付けを受けることを辞退するので、届け出ます。

貸付期間	平成 年 月～ 年 月 (年 か月)	貸付決定額	円
交付済期間	平成 年 月～ 年 月 (年 か月)	交付済額	円
辞退	貸付金について 年 月分の交付から辞退します。		
理由			

※ 貸付金の辞退により貸付けが終了すると、終了した月の翌月より返還が始まります。
辞退後も引き続き養成施設に在学される場合は、返還猶予が可能ですので、あわせて手続きをしてください。

就 学 確 認 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

氏名 ㊟

現在、次のとおり就学を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生 年 月 日	昭和・平成 年 月 日(才)		
住所	〒		電話	固定 携帯	
養成施設名				学 年	
養成施設 所在地	〒		電話		
修学資金 貸付期間	平成 年 月 ~ 平成 年 月				
休暇状況	上記対象月の就学予定日に 日間、休暇した。				
特記事項					

休学・復学・退学届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

年 月 日

から休学
に復学
に退学

したので、届け出ます。

上記のとおり

休学
復学
退学

したことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称
及び所在地
養成施設の長(氏名)

㊞

様式第10号(用紙 日本工業規格A4縦型)

返 還 協 議 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

実印

電話番号

貸付けを受けた社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士就学資金について、下記のとおり返還を希望します。

在学中または卒業した 養成施設の名称		貸付 決定日	年 月 日
貸 付 金 額	元金 円		
貸 付 期 間	年 月 から 年 月まで		
返還理由発生年月	年 月	返還 理由	
返 還 期 間 (貸付期間の2倍 に相当する期間内)	年 月 から 年 月まで (回)		
返 還 方 法	月賦	半年賦	一 括
1 回 の 返 還 金 額	円		

停学・退学処分届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

年 月 日に 停学
退学 の処分を受けたので、届け出ます。

上記のとおり 停学
退学 の処分をしたことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

及び所在地

養成施設の長(氏名)

㊞

修学資金返還猶予申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

㊦

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金の返還債務の履行の猶予を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

貸付けを受けた 資金の種類 (〇をつけてください)	入学準備金	入学年月日	平成	年	月	日
	就職準備金	卒業年月日	平成	年	月	日
借入金額	元金 円					
返還残額	元金 円					
猶予を受けようとする期間	平成 年 月 から 平成 年 月まで (か月)					
猶予申請の理由	1 貸付契約解除後も引き続き当該養成機関に在学している					
	学校名		年制	年制	学年	年
	入学日	平成 年 月 日	卒業見込年月	平成	年	月 日
	2 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある いつからどのような状況なのか詳しく記載してください ()					
3 養成施設卒業後規定された業務に従事することができなかったが、卒業後2年以内に規定する業務に従事する意志がある。						

様式第13号(用紙 日本工業規格A4縦型)

就職準備金貸付申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

連帯保証人 住 所

氏 名

印

電話番号

保育士修学資金のうち、就職準備金を申込みます。

養成施設名		養成施設 入学日	平成 年 月 日
就職準備金 借受希望額	円		
修学資金借受期間	平成 年 月 から 平成 年 月まで		
修学資金借受金額	円		

	使 途	金 額
就職準備金の使 途		円
		円
		円

卒業（修了）届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

㊟

電話番号

次のとおり養成施設を卒業したので、届け出ます。

1 養成施設の名称

2 卒業年月日 平成 年 月 日

上記のとおり卒業したことを証明します。

年 月 日

養成施設の名称

及び所在地

養成施設の長（氏名）

㊟

※上記の養成施設による証明または卒業証明書（修了証書）等の写しを添付してください。

様式第15号(用紙 日本工業規格A4縦型)

資 格 登 録 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり保育士登録をしたので、関係書類を添えて届け出ます。

1 登録年月日 平成 年 月 日

2 登録番号

※保育士証の写しを添付してください。

様式第16号(用紙 日本工業規格A4縦型)

業 務 開 始 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

次のとおり規定された業務を開始したので、届け出ます。

1 業務開始年月日 平成 年 月 日

2 業務に従事する施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	
勤務時間	週 時間

上記のとおり業務を開始したことを証明します。

年 月 日

施設等の名称

及び所在地

施設等の長(氏名)

㊞

様式第17号(用紙 日本工業規格A4縦型)

就 業 確 認 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

⑩

現在、次のとおり就業を継続していますので、届け出ます。

フリガナ 氏名		生年 月日	昭和・平成 年 月 日 (才)	
住所	〒	電話	固定 携帯	
施設等 名称		種別		
施設等 所在地	〒	電話		
就業期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (うち、休職期間) 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む			
就業時間	1週間あたり 時間 (時 ~ 時 : 日)			
職 種 ・ 内 容				
特記事項				

様式第18号(用紙 日本工業規格A4縦型)

修学資金返還債務免除申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

㊟

電話番号

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金の返還債務の免除を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

卒業した養成施設の名称		養成施設卒業年月日	年 月 日
		保育士登録年月日	年 月 日
貸付けを受けた金額	円		
返 還 済 額	円		
未 返 還 額	円		
免 除 申 請 額	円		
免除申請の理由			
規定された業務に従事した施設等の名称	職 種	業務に従事した期間	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
		年 月 日から 年 月 日まで	
返 還 猶 予 期 間	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		
	平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで		

業務従事期間証明書

氏名	
採用年月日	平成 年 月 日
雇用形態	正職員・常勤(正職員以外)・非常勤・パート・アルバイト・日雇い
業務内容 (詳細に)	
施設等種別・職種	
勤務地	
勤務日数 (基本勤務時間)	1週間あたり _____ 時間勤務 (_____ 時 ~ _____ 時、 _____ 日)
業務従事期間	平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで (うち、休職期間) 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 から 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日 まで ※休職期間には、産休、育休、介護休暇を含む
<p>上記の者が記載した条件で業務に従事していたことを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>(雇用主) 施設名 _____</p> <p>住所 _____</p> <p>施設長名 _____ 印</p> <p>電話番号 _____</p>	

業 務 廃 止 届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

㊟

電話番号

次のとおり規定された業務に従事しなくなったので、届け出ます。

1 業務廃止年月日 年 月 日

2 業務に従事していた施設等の名称及び所在地並びに職種

名 称	
所 在 地	電話番号
職 種	

※ 様式第19号「業務従事期間証明書」を添付してください。

業務従事施設等変更届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

次のとおり業務に従事する施設等または職種を変更したので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
施設等の名称		
施設等の所在地	〒	〒
職 種		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 様式第19号「業務従事期間証明書」
- (2) 転職先の採用辞令書または雇用契約書の写し

死亡・行方不明等届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

㊞

電話番号

次のとおり社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金の貸付けを受けた者の状況を報告します。

1 貸付けを受けた者

決 定 番 号	
住 所	〒
氏 名	
貸付けを受けた時の 養成施設の名称	

2 死亡等の日 年 月 日

※死亡届(写)または住民票除票(マイナンバーの記載のないもの)を添付してください。

様式第23号(用紙 日本工業規格A4縦型)

住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号



次のとおり変更したので、関係書類を添えて届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

様式第24号(用紙 日本工業規格A4縦型)

修学資金連帯保証人変更申請書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号
住 所
氏 名
電話番号

印

次のとおり連帯保証人を変更したいので、申請します。

1 現連帯保証人名 _____

2 新連帯保証人情報

フリガナ				固定			
氏名	実印			男・女	電話	携帯	
住所	〒 -					申込者との関係	
生年月日	年 月 日(歳)	世帯人数	人	前年收入	約	万円	
勤務先名称			勤務先住所				

3 変更理由

誓 約 書

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

私は、社会福祉法人静岡県社会福祉協議会保育士修学資金について、返還債務を本人と連帯して負担します。

連帯保証人 住 所
氏 名

実印

連帯保証人 住所・氏名等変更届

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

決定番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

次のとおり連帯保証人の状況に変更があったので、届け出ます。

1 変更事項

区 分	変 更 前	変 更 後
住 所	〒	〒
氏 名		
そ の 他		

2 変更年月日 年 月 日

3 添付書類

- (1) 住所変更の場合は、住民票（マイナンバーの記載のないもの）の写し
- (2) 氏名変更の場合は、戸籍抄本
- (3) その他の場合は、変更したことがわかる書類

施設長意見書 (児童養護施設等)

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

施設名

所在地

施設長氏名

印

標記について、次のとおり意見を述べます。

申請者の状況	申請者の氏名	
	措置年月日	
	措置解除(予定) 年 月 日	
	進学先名称 所在地 進学年月日	
	保護者の状況	
施設長の意見		

様式第27号(用紙 日本工業規格A4縦型)

児 童 相 談 所 長 意 見 書 (里親等)

年 月 日

社会福祉法人静岡県社会福祉協議会会長 様

児童相談所長 氏名

印

標記について、次のとおり意見を述べます。

里 親 等 氏 名		
里 親 等 住 所		
申 請 者 の 状 況	申 請 者 の 氏 名	
	委 託 年 月 日	
	委 託 解 除 (予 定) 年 月 日	
	進 学 先 名 称 所 在 地 進 学 年 月 日	
	保 護 者 の 状 況	
児 童 相 談 所 長 の 意 見		

(注) 里親等氏名は、里親氏名またはファミリーホーム名称、ファミリーホーム代表者の氏名を記載すること。